

米国の乳牛における高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）について

乳牛における感染状況等

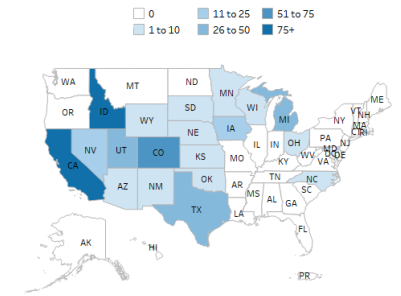
2026年8月10日 農林水産省消費・安全局動物衛生課

- 19州1,171件（2024年3月25日初報告、2026年7月31日時点）

（テキサス州、カンザス州、ミシガン州、ニューメキシコ州、アイダホ州、オハイオ州、ノースカロライナ州、サウスダコタ州、コロラド州、ワイオミング州、アイオワ州、ミネソタ州、オクラホマ州、カリフォルニア州、ユタ州、ネバダ州、アリゾナ州、ネブラスカ州、ウィスコンシン州）

- 牛の臨床所見は、食欲低下、泌乳量減少等。重症例では粘稠な乳の排出等。死亡率が高い鶏への感染と異なり、牛の症状は比較的軽く10日程度で回復。
- ウイルスは野鳥や家さん等に感染するウイルスと同様のH5N1亜型。野鳥から乳牛へ感染し、搾乳作業を介して、乳牛から乳牛へ感染が広がったと推定。感染牛は乳中に多くのウイルスを排出。野鳥から乳牛への感染について、2025年2月、2例目がネバダ州、3例目がアリゾナ州で、2025年12月、4例目がウィスコンシン州でそれぞれ確認された。
- 州境を超える感染拡大は牛の個体移動により起こり、酪農場間での感染拡大は搾乳作業に加えて、作業員、牛の運搬車などによる可能性があると考えられる。家さん農場への感染も疫学調査が進められている。
- 2024年4月29日以降、州境を越えて移動する搾乳牛に対しては、HPAI検査を義務付け（2026年4月27日以降は、非発生州からの移動については検査を免除）。

Domestic Confirmed Cases by State Total Outbreak



米国農務省（USDA）ウェブサイトより

牛乳・乳製品、牛肉の安全性、人への感染リスク

- 市販されている牛乳・乳製品の原料はほぼ全て加熱殺菌されている。このため、米国食品医薬品局（FDA）は、引き続き消費者の健康リスクに懸念はないとの見解。市場に流通する加熱殺菌牛乳・乳製品の調査において、これまでウイルスは検出されていない。
- 肉用牛で本病は確認されていない。USDAは、と畜場における検査により牛肉の安全性は確保されているとの見解。市場に流通するひき肉での調査において、これまでウイルスは検出されていない。
- 2024年4月1日以降、感染した牛と接触した41名のHPAI感染を確認。これまで報告された症例によれば、いずれも軽症（多くは結膜炎を伴う。一部、咳などの上気道症状。）で回復済み又は回復中と報告。ウイルス解析の結果、人への感染性を上昇させる遺伝子変異はこれまでに確認されておらず、米国疾病予防管理センター（CDC）は、一般市民に対する感染リスクは低いままであるとの見解。

農林水産省の見解・対応状況

- 米国の乳牛における集団感染は、野鳥から乳牛への感染から生じた過去に世界で経験のない稀な事象である。また、2003年以降、米国から日本への生体牛の輸入は停止されており、乳牛を介して本病が日本へ持ち込まれることはない。したがって、現状において日本の牛での感染を過度に恐れる必要はない。
- 一方で、日本国内でも野鳥から牛に感染するおそれを完全には否定できないため、都道府県に対し、牛の飼養管理者、獣医師等に対する本事例の周知、野鳥等から牛への感染を防止する基本的な飼養衛生管理の徹底及び食欲低下、乳量減少等がみられた場合の獣医師又は家畜保健衛生所への相談についての注意喚起とともに、感染が疑われる事例があった場合の連絡を要請（2024年4月3日）。